

# 第4次総合計画の基本構想及び前期基本計画を賛成多数で可決

## 総務常任委員会で慎重かつ詳細に審査を実施

第99号議案「芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて」は、付託を受けた総務常任委員会(12月3日開催)で審査を行い、定例会最終日の本会議(12月17日)において賛成多数で可決しました。各会派からの一言を集めました。

### 創政クラブ

今回の総合計画案は、市民の参画と目線によるところが大きく、市民が市民の手で何が出来るか、できるところから関わっていかうとする意欲がうかがえる。これまでは行政に求めるものが大きく、震災での教訓から、自分たちのまちや地域は自分たちで守るといった意識の大きな変化を求めたもので「絆を育む」そのものが「地域社会は偉大な学校」といわれる安全・安心のまちづくりの大きな要である。

### 公明党

今回の総合計画は、長期にわたり多数の市民の方を交えて、十分な議論の末、策定されたものであり評価したい。特に、今回の計画には、新たに市民活動を後押しするための情報発信やこれまで以上に人材などの活用といった視点も加味されている。今後は、実施計画を具体化しながら達成していくことになるが、優先度を明確にし、市民の目に見える形での成果を期待する。

### 新社会党

総合計画は、十年後のまちづくりの将来像を描くことされている。計画は素案作りが市民主体で取り組まれたことは評価できるが、計画の具体性にかける。計画では「絆を育み、新しい暮らし文化を創造、発信するまち」とあるが現下の市民の暮らし向きは青息吐息である。市は市民生活の安心安定を訴えると「あれもこれも」と開き直るが行政の最大の仕事は、暮らし最優先であることを基本に取り組みを。

### イーブン

今日の少子高齢化と生産年齢人口の減少という市の状況を考えれば、今後はいかに抑制的に自治体経営を行いつながりながら市力を維持していくのが最大の課題である。このような状況下では、これまで以上に市民の役割が重要になってくる。情報公開や住民参加を保障するとともに「芦屋に住んでよかった。今後もずっと住み続けたい」と市民みんなから言われるまちを実現するための総合計画となるべきだ。

### 日本共産党

基本構想の「芦屋市行政が直面する課題」には、「地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ」と転換期を迎えているとある。これでは行政の課題は、住民自らが自らの課題を解決できるようにすることになり、行政の仕事はどこにあるのか。本来、総合計画は行政の施策についてのものである。住民の主体性が発揮できるような環境づくり、活動の担い手を育てる人づくりこそ必要である。

### 人事案件

十一月三十日(火)には、市長から次の人事案件の議案の提出があり、審議の結果、

- 同意しました。(敬称略)
- 人権擁護委員任期(三年)
- 増井 眞樹(ますい まき)
- 西蔵町在住
- ▽玉井 貴子(たまい たかこ)
- 呉川町在住

## 第4回定例会 付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件名	結果
83	人権擁護委員の候補者の推薦	同意(11/30)
84	人権擁護委員の候補者の推薦	同意(11/30)
85	手数料条例の一部改正	可決(12/17)
86	市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正	可決(12/17)
87	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	継続審査(12/17)
88	市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の制定	可決(12/17)
89	国民健康保険条例の一部改正	可決(12/17)
90	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	可決(12/17)
91	22年度一般会計補正予算(第3号)	可決(12/17)
92	22年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決(12/17)
93	22年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決(12/17)
94	22年度公共用地取得費特別会計補正予算(第1号)	可決(12/17)
95	22年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決(12/17)
96	調停の申立てについて	可決(12/17)
97	訴えの提起について	可決(12/17)
98	訴えの提起について	可決(12/17)
99	総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて	可決(12/17)
100	市立地区集会所の指定管理者の指定	可決(12/17)
101	市立美術館の指定管理者の指定	否決(12/17)
102	市道路線の廃止及び認定	可決(12/17)
103	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正	可決(11/30)
104	市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正	可決(11/30)
105	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	可決(11/30)
106	22年度一般会計補正予算(第4号)	可決(12/17)
議提	36 子ども手当の全額国費負担を求める意見書	可決(12/17)
請願	39 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願	不採扱(12/17)
	43 (仮称)芦屋春日町マンション計画における協議に関する請願書	採扱(12/17)
	44 芦屋市奥池南町における養蜂・果樹園事業計画廃止を求める請願書	採扱(12/17)

## 第1回臨時会 付議事件の審議結果

議案番号欄「市提」とあるのは、市長提出議案。

議案番号	件名	結果
市提	1 市立美術館の指定管理者の指定	可決(1/24)

### 総合計画に対し各会派からひとこと

## 可決した意見書

### 子ども手当の全額国費負担を求める意見書

次代の社会を担う子どもたちの育成を支援するため、平成22年度から子ども手当の支給が始まった。子ども手当に関する地方負担は、住民の不利益を回避する必要のあるとの判断のもと、あくまで今年度限りの措置として受け止めたものである。

各地方自治体の抱えている課題は多様化をしているが、財政が極めて厳しい状況であることは共通している。本市においても今年度の子ども手当支給総額は約18億円となる見込みであり、このうち約2億円が市費での負担になる。これは震災復興に伴う財政難にあえぐ本市にとっては極めて重い負担となっている。

このような中、子ども手当に係る国の平成23年度予算概算要求において、厚生労働省が昨年同様、地方との十分な協議もないまま平成22年度予算の負担ルールを当てはめ、地方負担を含めた要求を行ったことは誠に遺憾である。平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たり、再び国による地方軽視の一時的な決定がなされることは、議会として看過できない。

よって、本市議会は、政府に対し、以下の事項について万全の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 子ども手当の財源は地方自治体に委ねることなく全額国費負担とすること。
2. 子ども手当の制度設計に当たっては、地方自治体に大きな事務負担が生じないように配慮するとともに、地方の意見を十分踏まえて検討すること。
3. 地方自治体の意見をもとに、本制度全般についてより一層の検証と改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣)